# 全国の傷病鳥獣救護状況実態調査及びその課題の検討

岡野 司<sup>†</sup>(岐阜大学応用生物科学部附属野生動物管理学研究センター) 淺野 玄 鈴木正嗣(岐阜大学応用生物科学部)



岡 野

## 1 はじめに

狭義の傷病鳥獣救護の目的とは,人間活動などにより傷ついた野生動物の命を救い野生復帰させることである.しかし,その傷病鳥獣救護には,外来生物を救護してしまうなど,生態学的に見た場合,必ずしも野生動物やその生息環境に有益であるとはいえない事

例も発生し得る。一方で、「鳥獣保護思想の普及啓発に 資するため」として行われてきた傷病鳥獣救護は、傷病 鳥獣を通した環境モニタリングなど個体の保護を超えた レベルでの公益的効果が求められるようになってきてい る[1].

傷病鳥獣救護の現場では、野生復帰できない傷病鳥獣の永久飼育・安楽殺処分のあり方、外来種や有害鳥獣の対応、野鳥ヒナの救護、鳥インフルエンザをはじめとした感染症対策など、多くの課題を抱えている。また、野生動物や環境に関するさまざまな課題が増えつつある中で、野生鳥獣対策全体の経費規模は減少傾向にある。そのため、傷病鳥獣救護にかけられる予算と労力は限定的であるべきかもしれない。このような状況の中、より効果的に意義のある活動を行うため、傷病鳥獣救護における課題の整理と解決に向けた発想転換が求められる。

そこで傷病鳥獣救護における課題の整理を目的に,全国における傷病鳥獣救護状況の把握を調査票(アンケート)によって行い,その解析・検討を行ったので報告する.本報告が地方行政等における傷病鳥獣救護指針の作成の一助となれば幸いである.

#### 2 調 査 方 法

調査票を、全都道府県の傷病鳥獣救護担当各位に送付し、各都道府県における傷病鳥獣救護状況について回答を依頼した。調査項目は図の通りである。調査項目は、2006年度に香川県みどり保全課により実施されたもの

(未発表)を一部改変して行い、2009年度現在の状況把握を行った。2009年5月20日付で調査協力を依頼し、同年6月26日を回答の締め切りとした。提出のなかった都道府県には、電話で再度協力を依頼した結果、46都道府県から調査票を回収できた(回収率98%)。

なお、調査票では「傷病野生鳥獣」及び「傷病野生鳥 獣保護業務」との用語を用いたが、本報告ではそれぞれ を「傷病鳥獣」及び「傷病鳥獣救護」と記した.

## 3 結果と考察

#### (1) 傷病鳥獣救護の場(問1)

都道府県(以下,県とする.)が運営や委託をする傷病鳥獣の治療とリハビリテーションの場は,獣医師会・動物病院等が39県,鳥獣保護センター等が24県,動物園等が22県,市民ボランティア等が17県,NPOが8県,鳥獣保護員が3県,大学が2県であった(複数回答,有効回答46/46).なお,鳥獣保護センターに関しては,各県でさまざまな形態をとっており,獣医師会に鳥獣保護センター等の運営を委託していたり,動物園等が鳥獣保護センターの機能を兼ねている場合などがあった.このような場合は、後述する例のようにそれぞれを個別にカウントした(例:公営の動物園に鳥獣保護センターと動物園をそれぞれ個別にカウントした.動物園に治療等を委託しているのみと県が位置づけていると判断された場合は,動物園のみをカウントした.).

環境省による「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針[2]」では、傷病鳥獣の保護を通して、鳥獣の各種調査研究及び普及啓発を含む鳥獣保護管理の拠点とするために、鳥獣保護センター等の設置に努めるよう記載されている。香川県みどり保全課によって今回と同様の質問形式で行われた調査(未発表)によれば、2006年度では24県(24/44)で鳥獣保護センター等での傷病鳥獣救護が行われており、本調査結果と比較して鳥獣保護センター等の増減は認められなかった。

† 連絡責任者(現所属): 岡野 司() () 国立環境研究所生物・生態系環境研究センター生態遺伝情報解析研究室)

〒305-8506 つくば市小野川16-2 ☎0

☎029-850-2895 FAX 029-850-2673

E-mail: okano.tsukasa@nies.go.jp

- 問1 傷病野生鳥獣保護業務の概要(受付から放野まで) について記載してください.(図示可)
- 問2 傷病野生鳥獣保護の業務執行体制(組織・職員数) について記載してください.(業務に直接携わる担 当者の方についてお答えください.)
- 問3 休日または夜間の引き取り・受付体制(現地へ引き取りに来てほしいという依頼または傷病野生鳥獣の持ち込みがあった場合の対応)について記載してください。
- 問4 平成18~20年度における年度別保護実績(種類別 受付数)について資料を御恵与ください.
- 問5 平成18~20年度における受付個体について、保護 収容後の結果(放野,死亡,終生飼養)がわかる資料を御恵与ください。年度別種類別保護結果などの 詳細な統計資料がない場合は、概数でお答えいただ きますようお願いします。
- 問 6 保護依頼のあった傷病野生鳥獣のうち、その時点で 野生復帰が不可能と判断される場合の取り扱いにつ いて
  - 野生復帰が不可能と判断される個体についても保護・治療行為の対象としていますか、以下の項目のどちらかを○で囲んでください。
    - ・保護・治療行為の対象とはしていない.
      - → 2) へお進みください。
    - ・保護・治療行為の対象としている.
      - → 7 へお進みください。
  - 2) 野生復帰が不可能であることの判断基準を具体的に 記載してください. (傷病野生鳥獣保護取扱要領等 で規定している場合は,当該要領を1部御恵与くだ さい.)
  - 3) 野生復帰が不可能であることの判断は、だれがどのように行っていますか。
- 問7 治療行為が終了後に野生復帰が不可能であることが 判明した場合の取り扱いについて記載してください。また、終生飼養を行っている場合は、20年度末 の種類別個体数をお答えください。(個体数合計の みでもけっこうです。)
- 問8 保護依頼のあった傷病野生鳥獣のうち, 野生復帰が 適当でないとして保護の対象としていない鳥獣につ いて
  - 1) 野生復帰が適当でないとして保護の対象としていな い鳥獣がありますか. 以下の項目のどちらかを○で 囲んでください.
    - ・保護の対象としていない鳥獣がある.
      - → 2) へお進みください。
    - ・すべての鳥獣を対象としている.
      - → 9 へお進みください。

- 2) 野生復帰が適当でないとして保護の対象としていない鳥獣を具体的に記載してください. (傷病野生鳥獣保護取扱要領等で規定している場合は,当該要領を1部御恵与ください.)
- 3) 野生復帰が適当でないとして保護の対象としていない鳥獣について、県民から引き取り依頼や持ち込みがあった場合はどのように対応していますか.
- 問9 飼育ボランティア制度について
  - 1) 飼育ボランティア制度がありますか. 以下の項目の どちらかを○で囲んでください.
    - ・有 → 2) へお進みください。
    - ·無 → 10 へお進みください.
  - 2) 飼育ボランティアとして登録されるための資格また は要件が有りますか. 有の場合は資格・要件について具体的に記載してください.
  - 3) 平成20年度末の登録ボランティア数は何人ですか.
  - 4) 平成20年度にボランティアが飼育を引き受けた種別の個体数を記載してください.
  - 5) ボランティアに対する研修や費用弁償などのサポートについて記載してください.
    - ・研修を行っている場合, 開催回数, 講師及び研 修内容
    - ・費用弁償または補助制度がある場合,対象経費 及び金額
    - ・その他のサポートを行っている場合は、その内 容を記載してください.
- 問10 獣医師会との連携について
  - 都道府県獣医師会または獣医との協力・連携体制を とっていますか、以下の項目のどちらかを○で囲ん でください。
    - ·有 → 2) へお進みください.
    - ·無 → 11 へお進みください.
  - 2) どのような協力・連携体制をとっていますか.協力・連携内容に関する具体的な取決めがある場合は、その内容を記載してください.
  - 3) この事業に協力している獣医師は何人ですか.
- 問11 傷病野生鳥獣保護事業関係の平成21年度予算について次の項目別にお答えください。
  - ・鳥獣保護センター管理運営費( 千円)
  - ・動物園委託費 ( 千円)
  - ・獣医師会委託費(治療費を含む.)

千円)

- ・その他収容施設関係経費 (千円)
- ・飼育ボランティア関係費 ( 千円)
- ・その他の経費について、内容と予算額を記載してください.
- 問12 傷病野生鳥獣保護事業における行政レベルでの課題・問題などあれば、お聞かせください.

羽山ら [3] が行った調査によると、鳥獣保護センター等(鳥獣保護センターに相当する施設を含む)が設置されている県は、1991年度では23県(23/44)であった。本調査では、鳥獣保護センター等の設置状況を直接質問しているわけではないため単純に比較することはできないが、1991年度当時と比べても鳥獣保護センター等の設置は進んでいないと判断される。全国における傷病鳥獣救護は、一般の動物病院及び動物園で多く実施されている傾向にあった。

## (2) 傷病鳥獣救護の執行体制(問2)

救護に携わる直接の担当者は、本庁職員が30県で平均3.5人、出先機関職員が33県で平均11.1人、鳥獣保護センター等の職員が15県で平均4.3人であった(複数回答、有効回答42/46)。また、市町村に傷病鳥獣救護事業を権限委譲している県が3県あった。その他、鳥獣保護員、委嘱獣医師、ボランティア及び民間動物取扱業者を直接の担当者とする県が、それぞれ1~3県ずつあった。

#### (3) 休日・夜間の対応(問3)

休日または夜間の引き取り・受付体制は、県または市町村職員が対応が28%、やむを得ない場合のみ職員等が対応が28%、対応不可が24%、保護施設等への持ち込み分のみ対応可能が18%、NPO等の団体が対応が2%であった(有効回答46/46)。

## (4) 保護実績(問4)

2006~2008年度の鳥類及び哺乳類の受け付け数を表 1に示す。2008年度の各県の平均受け付け数は、鳥類が 403 羽,哺乳類が41 頭であった(有効回答数39/46). 2008年度に各県で多く救護された鳥類は、多いものか ら順にツバメ,スズメ,ドバト,キジバト,ハクチョウ 類(分類なし), フクロウ, カモ類(分類なし), キジ, メジロであった(有効回答31/46, 各県の救護数上位3 位までに2県以上でランクインした種).一方哺乳類で は、タヌキ、ハクビシン、アブラコウモリ、コウモリ類 (分類なし), ニホンジカ, カモシカ, ムササビ, ノウサ ギ,キツネであった(有効回答29/46,各県の救護数上 位3位までに2県以上でランクインした種). 建造物を利 用して営巣する鳥類が多く救護される傾向があった.ハ クチョウ類は、東北地方で特に救護数が多かった。 キジ は,一度に多数の卵が救護目的(草払い機による親鳥の 負傷など)で回収される場合があるため、救護の多い種 にランクインしてきたものと思われる. 違法飼育されて いる事例の多いメジロは、違法飼育されていたものが押 収され、野生復帰のリハビリテーションのために救護施 設に受け入れられ、救護の多い種にランクインしてきた ものと思われる.

### (5) 保護収容の転帰(問5)

保護収容の転帰の全国平均は、放鳥獣に至ったものが

表 1 2006~2008 年度の鳥類及び哺乳類の受け付け数

	2006 年度	2007 年度	2008 年度
鳥 類(平均)	18,756(447)	21,708 (482)	$15{,}706  (403)$
哺乳類(平均)	2,835 (68)	2,398 (53)	1,584 (41)
有効回答	42	45	39

37% (有効回答37/46), 死亡したものが51% (有効回答33/46) であった. なお, 放鳥獣可能と判断される回復レベルは統一されていないため, 放鳥獣された動物の中には野生復帰の見込みがないまま放野されたものも含まれる.

#### (6) 依頼時に野生復帰が不可能な場合の取り扱い(問6)

救護の依頼があった時点で野生復帰が不可能であると 判断される場合の取り扱いについては、それらを救護・ 治療の対象としているのは37県、対象としていないの は9県であった(有効回答46/46). 救護・治療の対象 としていない9県のうち、野生復帰が不可能であること の判断基準がある県は1県のみで、他は特に基準はなく 個別判断によるものであった. 野生復帰が不可能である ことの判断は、獣医師や動物園職員などの専門家が判断 にかかわる場合が6県あった.

## (7) 治療後に野生復帰が不可能な場合の取り扱い(問7)

治療行為の終了後に野生復帰が不可能であることが判明した場合の動物の取り扱いについて、終生飼養が31県、安楽殺処分が11県、放鳥獣が4県、研究・増殖などに利用が4県、規定なしが4県であった(複数回答、有効回答42/46)。

## (8) 救護の対象としていない鳥獣(問8)

野生復帰が適当でないとして救護の対象としていない 鳥獣を設定しているのは29県であり、すべての鳥獣を 救護対象としているのは17県であった(有効回答 46/46). ただし、「特定外来生物による生態系等に係る 被害の防止に関する法律」における特定外来生物のみを 救護対象外としている場合は, 非救護対象種を設定して いるとみなしていない. 救護の対象としていない鳥獣に 指定されているのは、いわゆる有害鳥獣に含まれるもの が19県、特定外来生物以外のものを含む外来種・移入 種が8県, 感染症罹患動物が6県, 幼鳥獣が6県, 大型 動物が3県、狩猟等で負傷した鳥獣が2県であった(複 数回答,有効回答29/29). 救護の対象としていない鳥 獣の県民からの引き取り依頼や持ち込みがあった場合, 「救護者に説明し受け入れしない」が14県,「救護者に 説明し理解を求め、やむを得ない場合のみ対応」が7 県,「救護者に説明し受け入れる」が2県であった(有 効回答23/29).

## (9) 飼育ボランティア(問9)

飼育ボランティア制度がある県は23県,ない県は23 県であった(有効回答46/46).飼育ボランティアに登

表2 傷病鳥獣救護事業における課題 回答を類型化し,回答件数を上げる(2件以上)

· 体 制	
ボランティア制度の充実	3
市町村との連携	2
獣医師会、野鳥の会との協力	2
・治療と防疫	
人獸共通感染症	5
鳥インフルエンザ	4
高度な治療	2
·対 応	
有害鳥獣の対応	5
誤認保護	4
野鳥ヒナの対応	3
外来種の対応	3
天然記念物の対応	2
閉庁時の対応	2
・啓発と意義	
普及啓発	4
救護の意義や方法の見直し	2
· その他	
財政問題	5
終生飼養	3
大型動物の受け入れ	3
野生復帰不可能な動物の取り扱い	2

録されるための要件があるのは18県,ない県は5県であった(有効回答23/23).2008年度末の全国の登録ボランティア数は合計1,168人,各県平均53人であった(有効回答22/23).飼育ボランティアのサポート体制があるのは17県で,ない県が6県であった(有効回答23/23).サポートの内容は,研修会の実施が12県,ボランティア保険の加入が5県,養成講習会が3県,飼育費・物品の一部支給が3県であった(複数回答,有効回答16/17).

## (10) 獣医師会との連携(問10)

獣医師会と連携をとっている県は38県で、連携のない県は8県であった(有効回答46/46). そのうち、指定獣医師または指定動物病院を定めている県は少なくとも12県で、傷病鳥獣救護事業を委託、またはその一部を委託している県は33県あった. その他、無償または有償で、動物病院に初期診療を依頼している場合も多かった.

## (11) 事業予算(問11)

傷病鳥獸救護事業の2009年度予算の平均は,動物園等への委託費が1,479千円(有効回答19/46),獸医師会等への委託費(治療費を含む)は1,363千円(有効回答33/46),その他収容施設関係費が3,076千円(有効回答11/46),飼育ボランティア関係費が163千円(有効回答12/46),その他の経費が727千円(有効回答10/46)であった。鳥獣保護センター等の管理運営費

は、傷病鳥獣救護以外の業務も行う博物館や保全センター等の施設と同じ執行予算で行われるために、傷病鳥獣救護事業単体の予算として算出不可能な場合が5県あった。鳥獣保護センター等の管理運営費は、各県で算出方法が異なり、他の業務の運営費が含まれる場合もあることを含め、9,603千円(有効回答12/46)であった。2009年度の傷病鳥獣救護事業予算の全国平均は、5,142千円(有効回答45/46)であった。

#### (12) 行政レベルでの課題(問12)

本事業における行政レベルでの課題の主なものを表2に示す。特に多かった課題は、人獣共通感染症、鳥インフルエンザ、有害鳥獣の対応、誤認保護、普及啓発及び財政問題であった。

## 4 課題の検討

傷病鳥獣救護の実際の場は,動物病院や動物園である 場合が多く(問1)、獣医師が関与する機会が多い、獣医 師は動物医療の専門家として社会貢献することが期待さ れており [1], 傷病鳥獣救護の現場でも同様な要望があ る (問10). 一般に傷病鳥獣救護は、個体の治療や野生 復帰のためのリハビリテーションそのものが重要な活動 であると考えられがちであるが、それらの活動を涌した 環境教育や鳥獣保護思想の普及啓発、環境モニタリン グ,調査研究,予防対策などが社会的には重要である. 傷病鳥獣救護は、善意から始まる行為であっても、生物 多様性を保全することが第一義であると考えられる「1. 4,5]. そして、「優しさ」を大切にしつつも、自然環境 に悪影響を与えるような不適切な治療や野生復帰を行う べきでないというのが、傷病鳥獣救護を行う獣医師のな かでの共通認識となり始めた[1].この「優しさ」と 「生物多様性の保全」は、それぞれ「人道的な行為」と 「公益的な行為」として二面性のある行為とされ、適切 に調和させることが求められる [1]. 一方, 傷病鳥獣救 護は、野生復帰に伴う野生個体群への感染病や耐性菌の 持ち込み,遺伝子の攪乱,外来種の救護,さらには自然 淘汰の妨害など、少なからず自然環境への悪影響が指摘 されている [3, 4, 6, 7]. これら二面性のある行為の調 和は、決して容易ではない.このような状況下で、どの ような目的と手段で傷病鳥獣救護を行っていくかを考え なければならないだろう. 他の野生鳥獣対策の社会的貢 献度とのバランスを考慮し,優先順位を決定する必要が あるのではないだろうか.

本アンケート調査は行政担当者を対象に行っており、 その課題は獣医師が抱える課題と若干異なると思われる。主な課題(問12)を、結果を踏まえて考察する。

## (1) 鳥インフルエンザ・人獣共通感染症

高病原性鳥インフルエンザウイルス感染症は,養鶏等での多大な経済的損害や,人への感染・死亡により,社

会的な関心事となっている.これまでの調査により、人や動物のインフルエンザAウイルスの遺伝子は、すべて野生水禽類のウイルスに由来することが明らかになった[8].国内での高病原性鳥インフルエンザ感染症による野鳥の感染は、ハシブトガラス、クマタカ及びオオハクチョウで確認されている(2010年9月現在).

野生動物の受け入れ態勢が整っているべき鳥獣保護センター等においても、充分な検疫・防疫の体制は整っていない [9]. 傷病鳥獣救護施設を通して、病原体拡散の可能性は十分にある. 傷病鳥獣の捕獲や運搬に際しても、病原体の感染や拡散の危険が伴う. 捕獲や運搬の従事者は、救護者や、県の職員等であるが (問1)、感染症に対する知識や準備が十分ではない状態で行っている場合が少なくない. 傷病鳥獣は、県と連携・協力している動物病院だけでなく、傷病鳥獣の受け入れを望まない動物病院にも持ち込まれる. 動物病院に高病原性鳥インフルエンザ感染個体が持ち込まれた場合、その動物病院は風評被害などを含めてさまざまな損害を被り [10]、それは動物園等においても同様である. 飼育ボランティアに保護飼養を依頼している県は多いが (問9)、ボランティアも人獣共通感染症に感染する危険に曝されている.

傷病鳥獣救護は、これらのリスクを踏まえて十分な体制及び施設・設備で行われるべきであるが、現状は極めて難しいと判断される(問1、問12)。鳥インフルエンザを含む人獣共通感染症に対する理想的な予防体制を整えるには、相当の費用が必要になるためである。

一方で,正しい感染症に関する知識を与えることで,野生動物に対する「不潔である」「危険である」など,一般の過剰な反応は抑えていく必要がある.感染症に関する教育も傷病救護活動を通して行うことは可能であるが,相反して野生動物との過剰な接触を助長してしまう可能性があることにも留意しておかねばならない.

#### (2) 有害鳥獣への対応

受け入れしない動物として、有害鳥獣をあげている県が最も多く19県であった(問8).受け入れ非対象種の引き取り依頼があった時、県民に対して説明し理解を求めることに行政担当者は苦慮しているようである(問12).

鳥獣関係統計 [11] によると、平成18年度に1,345 羽のドバト及び1,241 羽のスズメが、傷病救護のために捕獲されている(それぞれ救護数の多い種の1位と2位)。ドバトは外来種でレースバトや伝書鳩が定着したものであり、糞害等の被害がある。そのため、平成18年度には76,561 羽、救護数の約57 倍が有害鳥獣捕獲された [11]。スズメは農業被害があることから、平成18年度に52,527 羽、救護数の約42 倍が有害鳥獣捕獲された [11]。これらの種において、有害鳥獣捕獲数は救護数を大きく上回る。救護数の多い種(問4)のほとんど

が、有害鳥獣捕獲や個体数調整が行われている種である。行政の傷病鳥獣担当者は、狩猟関係の担当者である場合が多く、税金を使って行う事業としての傷病鳥獣救護において、この矛盾を感じながら傷病鳥獣救護と有害鳥獣捕獲を行っていると思われる。

#### (3) 普及啓発・誤認保護

前述の「鳥獣の保護を図るための事業を実施するため の基本的な指針 [2]」の「傷病鳥獣の取り扱い」におい て、「傷病鳥獣の野生復帰、環境のモニタリング及び鳥 獣保護思想の普及啓発に資するため、…(後略)」とあ り、鳥獣保護思想の普及啓発のために国及び県は、傷病 鳥獣の救護に努力するよう明記してある. また, 栃木県 の第10次鳥獣保護事業計画[12]にあるように、傷病 鳥獣救護を通しての人と野生鳥獣との適切な関わり方に ついての普及啓発は重要である.これに関係して、県が 推進すべき傷病鳥獣救護のあり方の普及啓発も、県の担 当者として重要な課題である. これらの普及啓発の効果 は具体的に分かりにくく, 効果が現れるまでに時間がか かるかもしれない. また, ただ単に傷病鳥獣を救護して 野生復帰させるだけでは、普及啓発の効果があるとは考 えにくい. 関係団体で協力しながら、普及啓発の効果が ある傷病鳥獣救護及び関係する必要な活動を実施しなけ ればならない. その手法も重要となってくるため、普及 啓発やインタープリテーションの専門家との連携も不可 欠であろう.

誤認保護の解決は、以前からある傷病鳥獣救護の課題 である. 特に、巣立ち直後の雛を飛べずに怪我をしてい ると誤って救護してしまう巣立ち雛の誤認救護が多い. 巣立ち雛の誤認救護の普及啓発活動は、日本鳥類保護連 盟,日本野鳥の会及びNPO法人野生動物救護獣医師協 会などによって、積極的に行われている、行政、救護施 設及び獣医師等においては、誤認救護と思われる傷病鳥 獣の引き取りや診療の依頼の際に、救護者への普及啓発 が非常に重要である.しかし、そのためには傷病鳥獣や 生態に関する知識とともに, 交渉能力やインタープリテ ーション能力が必要である. 傷病鳥獣を通した普及啓発 のためには、救護者への対応を行う行政担当者や獣医師 等への説明のための研修やマニュアルも必要となるであ ろう. さらには誤認保護だけでなく, 傷病鳥獣を保護す ること自体が生態系の構成員としての野生動物を生態系 から収奪してしまっているという生態学的なデメリット についても, 行政担当者や獣医師等は理解しておかなけ ればならない [13].

## (4) 財政問題

国及び県の厳しい財政状況の中で、傷病鳥獣救護にかけられる予算は少ない(問11).前述した課題は金銭により解決可能な課題もあるが、行政は傷病鳥獣救護の公益的な役割を明確にしないままに、委託費の増減や収容

施設の建設のみを行うべきではないと考える.公益的な 役割を明確にし、予測される社会的効果を考慮したうえ で、適切な予算配分を検討すべきである.

救護対象とする動物の選定(問8)や安楽殺処分及び 永久飼育の実施(問7)は、財政的な理由からも、各 県・地域の実情を踏まえて検討する必要がある。

また、無償ボランティアとしてリハビリテーターの数だけを増やせばいいわけでない(問9). どのような目的でリハビリテーターに活動してもらうのか、単なる救護や終生飼養のためだけでなく、その活動目的の確認が必要ではないだろうか。

#### (5) その他の課題

傷病鳥獣救護の目的には、環境教育や鳥獣保護思想の 普及啓発、環境モニタリング及び調査研究などもあるた め、救護活動を通してこれらが充実しているのであれ ば、大きな矛盾なく傷病鳥獣救護活動を進められるであ ろう.しかし現実には、財政上の問題などから(問11、 12)個体の保護・治療・リハビリテーション・野生復帰 に、救護活動の重点を置かざるを得ない状況にある場合 が多い

行政が公費を用いて傷病鳥獣救護を行う場合は、どのような目的で傷病鳥獣救護を行っていくのかを明確にしなかればならない。その際には、受け入れ対象種の検討をすべきである。前述したように、傷病鳥獣救護は「人道的な行為」と「公益的な行為」として二面性のある行為とされている。前者からみると正しい行為でも、後者からみると不適切な行為である場合が多々ある。その例が、外来種の救護である。二面性のある行為のため、傷病救護の目的や方法に関して、明確な答えはないと考える。そのため有害鳥獣や外来種等の対応について、可能であればアンケートで民意を把握し、さまざまな関係団体や専門家等が参加して議論を行い、メリットとリスクを総合的に評価して行政としての対応を決める必要があるだろう。

その例として平成18年に栃木県は、県民を対象に鳥獣に対する考え方についてアンケートを行った [12]. 傷病鳥獣救護に関しては、回答者の6割以上が保護する必要がないか保護しても限定的に行うべきと考えていた [12]. 栃木県は、そのアンケート結果を第10次鳥獣保護事業計画に反映させるとともに、アンケート結果を公表している [12].

#### 5 お わ り に

傷病鳥獣救護とそれに付随する活動は、自然環境及び 人間社会に有益なものになりうるが、やり方によって有 害・無益にもなりうる。それゆえに、今一度、現在の傷 病鳥獣救護の状況を確認し、より有益な活動となるよう 本報告が議論・検討のきっかけになれば幸いである。ア ンケートにご協力いただいた各都道府県の傷病鳥獣救護 担当の皆様に、心より感謝する。

#### 引 用 文 献

- [1] 日本獣医師会野生動物委員会:野生動物救護のあり方 (野生動物救護対策の現状と活動のあり方等),日本獣医 師会,東京(2005)
- [2] 環境省:鳥獣の保護を図るための事業を実施するための 基本的な指針 (2007)
- [3] 羽山伸一,和 秀雄:野生傷病鳥獣の救護と鳥獣保護センターに関する実態調査,獣医畜産新報,45,151-164 (1992)
- [4] 京増多美恵,鈴木 馨:わが国における野生動物救護問題と将来展望,日比臨医会誌,12,44-53 (2004)
- [5] 藤巻裕蔵:野生動物の保護と救護を考える,北獣会誌, 37,119-123 (1993)
- [6] 羽山伸一:野生動物救護の意義と課題,野生動物救護ハンドブック―日本産野生動物の取り扱い―,野生動物救護ハンドブック編集委員会編,1-26,文永堂出版,東京(1996)
- [7] 羽山伸一:野生動物救護とはなにか, 獣畜新報, 50, 490-499 (1997)
- [8] 伊藤壽啓:鳥インフルエンザによる野鳥への影響について,全国環境研会誌,32,168-177(2007)
- [9] 岡野 司:傷病鳥獣救護施設における検疫―岐阜大学応 用生物科学部附属野生動物救護センターの例―,全国環 境研会誌,32,184-188 (2007)
- [10] 石橋 徹:野鳥のインフルエンザ対策に関し行政当局及 び獣医師会に期待すること,日獣会誌,62,849-854 (2009)
- [11] 環境省:平成18年度都道府県知事の捕獲許可による捕 獲鳥獣数,鳥獣関係統計 (2007)
- [12] 栃木県:栃木県第10次鳥獣保護事業計画―人と野生鳥 獣とのよい関係を築くための指針 (2007)
- [13] 鈴木正嗣:成熟期に入った野生動物獣医学に求められること―生態学的・保全生物学的な知識と洞察の必要性―, 日獣会誌,63,390-394 (2010)